

平成25年度第10回景観審議会議事録（議事要旨）

- 1 開催日時 平成26年1月29日（水） 午後2時～4時
- 2 開催場所 消防庁舎3階多目的ホール（3階）
- 3 出席者
（委員）窪田亜矢会長、高木行雄副会長、吉本貞子委員、崎野信義委員、大和稔委員、石川正純委員、本間勝委員、佐久間康富委員、浅川潔委員
（事務局）都市整備部：部長宇田川義治、次長石井健二、課長板橋純三郎、課長補佐市川達也、係長須賀真、江波戸太一、谷川愛子、本多洋崇
- 4 議題
 - (1) 景観条例の適用範囲について
 - (2) 本市における景観整備機構のあり方について
- 5 議事の概要
 - (1) 景観条例の適用範囲について
景観条例の適用範囲について説明し、意見交換を行った。
 - (2) 本市における景観整備機構のあり方について
本市における景観整備機構のあり方について説明し、意見交換を行った。
- 6 会議経過
 - (1) 景観条例の適用範囲について
景観条例の適用範囲について事務局より説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。
 - ・事業者はきちんと色彩基準を理解し、マンセル値のチェックを正しくできるのか。勝手に適合していると判断し、手続きが行われなくなるのは困る。
 - ・見つけ面積をどうとるのか、壁面内側に貼る広告についてはどうするのかなどを明確にしておく必要があるのではないか。
 - ・建物が通りに面している配置される物件、延べ面積が敷地の1%未満でも面積として大きい物件は、色彩だけのチェックで除外にするのはどうかと思う。
 - ・事業者負担を軽くするのが目的とはいえ、案件数が少ないのにあえて適用除外にする必要はあるか。案件数が多いなら納得できるが、その後にデメリットが発生しないかが心配。後々の対応を考えておく必要があるのではないか。
 - ・適宜見直しをかけることは必要である。パトロールモニタリングなどして、5年おきくらいで改正をしていくのはどうか。
 - (2) 本市における景観整備機構のあり方について
本市における景観整備機構のあり方について事務局より説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。
 - ・景観条例には景観活動団体認定制度があり、その登録団体が一つもないのになぜ景観整備機構への指定を進めたがるのかわからない。景観活動団体認定後の次のステップとして、景観整備機構へ指定をするならわかる。
 - ・様々な活動をしている団体を指定するのはよいが、将来像が見えていない。今は退職され

た方々が活動していることが多いが、それを維持していくことができるか。活発に運営していけるならば協働を進める意味がある。

- ・景観については協働を急ぐ必要がないのではないかと感じる。
- ・民間の活動が活性化することはよいが、会議へのオブザーバーとしての参加、相談業務、ワークショップ開催等の普及啓発であれば、景観整備機構でなく業者に委託してもよいのではないか。
- ・市民活動センターには 100 以上の団体登録があるが、景観活動団体認定制度があることはあまり知られていない。知っていても補助が出る等のメリットがないと申請はされないのではないか。
- ・景観計画は理想的な内容が書かれているし、新町ではまちなみ景観賞を以前もらっている。震災でまち並みは崩れてしまったが、まちを元に戻すという気持ちは大きな起爆剤になる。逆の発想で今をチャンスととらえ、よりよい再生をしていく中で景観を包括的に PR してほしい。
- ・誰が何をどのように行うのか目標像をしっかりと見据えること。行政・事業者・市民また景観アドバイザー、景観活動団体、(仮称)景観フォーラムその他、定義が詰め切れていないので、具体的な戦略が見えていこない。景観計画策定後から今までの見直しをし、それぞれの役割を改めて考え、整理をすること。
- ・景観はコラボレーションでつくられるものである(都市・建物・緑等)。幅広く様々な活動を行っている団体へのヒアリングを行うとよい。

7 傍聴 3名

問い合わせ先 都市整備部都市計画課開発指導係 電話 047-351-1111 (内線) 1954・1957